

ず、AFDCと置き換えられるべく検討されている。

もう一つの改革計画は、全国的な扶助額の最低基準を設けて、たとえばAFDCプログラムであれば児童1人の扶助支給額が月約40ドルになるよう支給するという案である。財政事情の乏しい州では支給額のアップ分を連邦が負担するということになりそうである。

これら2つの改革案にもとづけば、連邦の財政負担率は増大し、現在の負担分よりもさらに約20億ドルもの増加が見込まれる。そしてこの体制は、アメリカの連邦主義体制をいっそう強化する道につながるものであろう。

しかし、これらの改革案の支持者も、此案が実施された場合に起こりうる弊害を指摘している。その弊害とは、前述の貧困者の州間移動による貧困者のアンバランスな分布のため、特別な州の社会保障費が騰貴することである。それによって連邦のその州に対する負担率も大きくなり、連邦の州権介入の機会を与えてしまいかと懸念されているのである。その他の考えられうる大きな支障は、何といっても連邦負担の増大である。苦悩の色

濃い最近のアメリカ財政からみれば、このより強大な社会保障プログラムの約束は、事実上、簡単に行なえるものではない。そして今年中に現行社会保障制度の大改革をしなければならないぎりぎりのところにきているのである。

社会保障制度改革の手はじめとして、ニクソン政権は、まず防貧プログラムの再編成と経済機会局の機構改革に着手しながらも、財政の実情に即した思い切った改革ができない

有様である。まして社会保障制度の本質的改革は、人種問題を含んで一步あやまればアメリカ国内の治安を根底からくつがえす危機を招かないともかぎらない。苦悩するニクソン政権は、効果的な改革案をめざして、あかず模索中である。

*The New York Times—weekly, June 1, 1969 and U. S. News and World Report, May 5, 1969.*ほか

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

義歯と眼鏡の患者負担と保険拠出の引上げ案で、労働党紛糾す

(イギリス)



「このごろ、英国議会で流行している室内遊戯は、『クロスマンに聴こう Listening to Crossman』である。それは、ソーシャル・サービスにかんする質問の日である。」

クロスマン社会サービス相 Secretary of State for Social Services の最近の発言にみ

られる、「国民保健サービスの義歯および眼鏡レンズの患者負担引上げ発表とその理由にかんする明らかな矛盾」と「国民保険の年金引上げにともなう拠出引上げ法案提出にかんする不手際」など、下院におけるクロスマン氏の混乱ぶり Crossman Chaos in Commons

は目を蔽わしめるものがあり、与野党議員のつき上げは「全くサディズムの感がある」といわしめている。

国民保健サービスの義歯と眼鏡の料金引上げ案をめぐって

5月5日の下院で、クロスマン社会サービス相は、「国民保健サービスによって提供される義歯および眼鏡レンズの料金を25パーセント引き上げる予定である」と声明した。その理由として、「この引上げ措置は、1961年に料金調整が行なわれて以後の費用の増高におおむね見合うものであり、政府支出を1968～69年度および1970～71年の歳出白書に示された枠内に押さえることに資するものである」と付言し、現行の免除および償還措置（16歳未満の者、妊娠婦、および低所得者等に対する措置）は継続されると述べている。新料金による增收は、満年で350万ポンド、今年度は170万ポンドと見込まれている。

下院の議事録から

この声明について同相と議員との質疑応答の要旨は次のとおりであった。

モーリス・マクミラン議員（保守） 首相は、

この料金引上げ声明に対し1961年の患者負担強化の際にみせたと同じような反応を示さなかつたか、新料金と費用との関係如何？

クロスマン氏 私の発表について補足したい。私はこのほかに患者負担の強化をするつもりもないし、処方箋料の引上げをするつもりもない。費用と料金との関係については、1961年の義歯は費用の50%弱、今回は50%強となり、眼鏡については1951年および1961年と同じくほぼ費用に見合うものである。この割合は維持されてきており、この割合を維持するのが今回の引上げの目的である。

ミッセル・フート議員（労） 多くの労働党議員は今回の提案に強いショックをうけている。今回の料金引上げにより、国民保健サービスの財政負担がどれだけ軽減されるのか、もし国民保健サービスの財政限度のために料金引上げを行なうのだとすれば、その限度を改めたらよいではないか。

クロスマン氏 国民保健サービスには支出限度はない。その費用は漸増してきているが、最も経済的に運営されねばならない。350万ポンドの節約額を生むこの方法は、本サー

ビスの支出削減をするよりも少額ですむ最良策であると確信している。

バードゥ議員（労） 義歯の新料金は6ポンド5シリングになる。これは低所得者や年金受給者にとって重い負担である。

クロスマン氏 これまでの免除および償還制度は今回の引上げによる影響をうけない。

ジョン・ダンワーティ議員（労） 国民保健サービスの赤字対策が本サービスの利用者による料金引上げによる方法しかあり得ないという考え方は多くの労働党議員にとって耐え難いことである。費用と料金とに自動的な関係をもたせるべきだとする考え方は、料金問題に新原則を導入せんとするものようである。この原則を処方箋料には適用しないという保証を与えることができるか。

クロスマン氏 私の指摘したいポイントは、費用と料金とが概ね関係づけられてきた義歯と眼鏡のような特別な費用の場合においては、両者の改訂をせざるを得なかったということである。処方箋料にはこのような関係を適用しない。

サマースキル議員（労） 労働党の選挙公約

を記憶されているか。われわれは、すべての患者負担の廃止を公約した。何故、このような近視眼的財政収支策に期待しようとするのか。

クロスマン氏 われわれとしては、段階的にすべての患者負担を廃止するよう考えている。

バ比特議員（労） この財政的に筋違ひな決定は、義歯と眼鏡の患者負担を廃止するという公約を結局履行しないつもりなのではないか、また、昨年の労働党大会における「患者負担を廃止すべし」とする満場一致の決議を否定するものではないか。

クロスマン氏 その答えは「ノー」である。

ロマス議員（労） 引上げ声明は、愚直すぎ、地方選挙を控えて大胆きわまるものとかいいようがない。これは、必要なときにヘルス・サービスを無償で提供すべしとする労働党の原則の直接的侵犯である。

クロスマン氏 1961年の料金引上げが原則侵犯だといわれたとは聞いていない。今回の措置は慣行の延長である。

ワイヤット議員（労） 党員の大多数、国民

の大多数は、赤字をかかえているヘルス・サービスの財源調達に対する現実的解決策だと考えるだろう。国民は、ヘルス・サービスのための増税負担をもはや納得しまい。むしろ料金引上げを選ぶだろう。

クロスマン氏 私の見解を増税よりも大幅な患者負担の強化とするならば、それは誤解である。国民は、国民保健サービスの大部分の費用はつねに一般税により負担されるものであることを知っていてもらいたい。

怒れる労働党議員と混乱する

クロスマン氏

こんな強打が用意されているとは夢にも知らなかった院内労働党は、このショッキングな発表にびっくり仰天し、労働党議員はただちに新料金実施のための政府の規則制定を絶対阻止すると宣言した。

この抜き打ち声明が労働党議員を激怒させ動搖させた理由として、次の3点があげられる。

(1) 決定のプロセス。労働党議員の指導者や一部の閣僚にも何の相談もなかったこと。誰がこの決定をし、誰がこの発表を下院の議

事日程にしのびこませたか、明らかにされていない。

(2) 政治的タイミング。落ち目の労働党が地方選挙の直前に、何故このような不利な発表をせねばならなかったのか、明らかにされていない。

(3) 無償医療の原則。労働党の基本原則として、「国民保健サービスは無償を原則とし、すべての患者負担を廃止すること」が党の選挙公約や労働党大会の決議にも明らかにされている。この原則の直接的侵犯である。

5日以後、党内は真相究明のためと引上げ阻止のため、院内ヘルス・グループの緊急会議、院内労働党議員特別総会、ウィルソン首相に対する会見要求、引上げ撤回決議署名など、あわただしい動きをみせた。

しかし、騒ぎはこれだけでは終わらなかつた。1週間前の下院で、「料金引上げによる增收分は、とくに精神病院などヘルス・サービスにおける緊急部門に充当する」と言明したはずのクロスマン社会サービス相が、14日の党会議では怒れる労働党議員をやわらげるためにか、「料金引上げに同意したのは、財源

難で建設のおくれている主要地区の総合中学 Comprehensive school の費用に充当するためであった」と、意外な事実を漏らしたのである。

ところが、18日の下院で、ディーンズ議員の「患者負担引上げによる増収分を教育サービスに回すとは、全く馬鹿げたことではないか」との質問にクロスマン氏は「それは、全く愚策である」と答えた。このうって変わった答弁に啞然とした下院議員に対し、クロスマン氏は「そんなことをしようとする大臣は事務次官が制止するだろう」と付言するに至って、同席していた当の次官がまごまごし、あっけにとられた議員は一瞬静かになったと伝えられている。

ベースチング議員の「大臣が一旦決定した措置を、事務次官が制止し得るというこの新しい理論について説明を要求したい」という緊急動議に対して議長はこれを拒否した。ウィルソン首相は、20日、文書回答でクロスマン氏の助け舟に乗り出した。曰く、「政府は、今年度予算をきめる前に、政府支出の全部門にわたり節約の可能性についてのリスト

を検討し優先順位をきめた。その作業過程において、クロスマン氏はソーシャル・サービス諸部門内の総合調整の責任に当たったが、最終的決定は政府全体の共同決定である。いかなる大臣も、一目的のため議会が議決した財源を他の目的に再分配する権限を有するものではない。会計責任官としての事務次官は議会に対し、これらのルールが守られるよう責任を有するものである」と。

(註) 当初、1946年国民保健サービス法においては、僅かな拠出負担を除きすべての医療について患者負担は課されなかった。総費用の約90%は国庫負担で賄われた。処方箋とともに義歯および眼鏡の費用について患者一部負担が導入されたのは1951年に始まる。即ち、1951年度予算編成において、労働党内閣は再軍備3カ年計画による軍事費捻出のため社会保障費削減の途を選んだ。これを不満とする当時のベバーン労相とウィルソン商相の辞任騒ぎは「大砲か、バターか」論争として知られる。1961年の保守党内閣においてさらに強化された際にも、労働党がはげしく抵抗した。

国民保険の拠出引上げ案をめぐって

すでに、4月15日の予算演説において、ジエンキンズ蔵相は「今秋11月上旬から、国民保険の基本年金を単身者について週10シリング引き上げ、現行の4ポンド10シリングから5ポンド、夫婦2人については16シリング引き上げ7ポンド6シリングから8ポンド2シリングとする予定である。これら引上げに要する国民保険基金の費用は満年で約2億5,000万ポンドの支出増となるが、国民保険基金の累積赤字の補てんならびに労働力人口に対する年金受給者割合の増大のため拠出の引上げが必至である。」と述べた。しかし、蔵相はこの費用をどう賄うかについては触れず、その後の予算審議においても政府は事業主と被用者の拠出負担割合については言明を避けてきた。

5月15日の下院において、クロスマン社会サービス相は「昨年の国民保険基金の経常勘定の赤字は8,000万ポンド、給付および拠出を現行どおりとしても、1970~71年には単年で1億2,000万ポンドの赤字となる見込みで

ある」と述べ、年金コストのショッキングな増大を訴えた。「今秋の年金引上げ予定による総額4億3,000万ポンドの費用は、主として労働者の拠出負担増にまたねばならぬ」とのべた。すなわち、約7,000万ポンドが自動的に国庫の負担増となるので、3億6,000万ポンドは拠出にまたねばならないことになる。

これを均一額拠出に求めるとすれば、事業主と被用者の拠出負担はそれぞれ3シリングずつ引き上げられることになるが、低賃金労働者に軽く、高賃金労働者には平均額を上回るよう累進させることが決定しているようである。これは、低所得者を除き、すべての労働者にとって相当な負担増になるとみられている。また、今回の引上げは、1972年に実施予定の所得比例年金制度への中間段階たるべきこと、比較的高賃金所得者が、同制度により支出せねばならない高額な拠出負担に、漸次慣れさせる機会を与えようとするねらいもあるようである。事業主負担は軽微にとどまるようである。

クロスマン氏は、15日院内労働党に対し、拠出引上げ法案は近日（20日に予定されてい

た）提出予定だと伝えていたが、当日の閣議は難航し、閣僚の意見の一致をみず、本法案の提出は6月初めまで延期されることになった。当日の閣議では、関係者との十分な話し合いもなく閣僚に何の予告もなく、このような全労働者に影響のある複雑な改正について即座に承認を得ようとしたクロスマン氏に烈しい怒りの抗議があり、拠出引上げ案について再考するよう要請されたようである。

クロスマン氏が法案の発表を宣言した翌日には閣議の反対にあって延期せざるを得なかった醜態に、18日下院の野党議員はその真相をきびしく追求した。法案の発表延期の理由について、クロスマン氏は「まだつきわめて重要な問題が残されている。それは、比例給付を均一額年金にあわせて2カ年ごとに引き上げることを認めるべきかどうかの問題である」とのべている。

「引上げ」やむを得ず、 タイミング悪し

18日、136人の労働党議員により「義歎および眼鏡の料金引上げ撤回とクロスマン氏のけん責を要求する」決議がなされたが、党執

行部による同相のけん責問題は20日ニコラス書記長によって一応回避された。執行部としては、ヘルス・サービスの全般ならびに義歎および眼鏡の患者負担問題について、今後、党をあげて下部機関の意見を十分吸い上げながら検討をつづける予定とされている。

これら最近のクロスマン声明について、とくに国民保健サービスの患者負担引上げについて「タイムズ」の社説は要旨次のように述べている。「政策の中には不人気なものがあるのはやむを得ないが、政府は手際の悪さをひどくする術を使っているようである。義歎と眼鏡の料金引上げ声明は、とりわけ労働党左派にとって歓迎されるニュースであり、大幅な保険拠出引上げが高い税を払っている納税者にとって福音と響くはずがない。また、発表のタイミングの悪さが憤まんの声を激しくさせている。」とし、「1961年以来はじめての義歎および眼鏡に対する料金引上げは十分理由のあることである。一般原則として、料金引上げにより増収を図る方がベターである。しかしこの程度の増収策はヘルス・サービスの慢性的財政赤字問題を解決する

のに必要な額とはいえない。だがこんな取るに足りないエコノミーに対して、政府はいま労働党にとって最もにがい国民的記憶にさいなまれている。それは1951年の義歯および眼鏡の料金導入における騒ぎである。1961年の選挙公約を無視した昨年の処方箋料の復活は労働党にとって大きな衝撃であった。国民保健サービスにおける無償医療の原則、それは現状では誤った方向であるとしても、伝統的な労働党の思想に深く根づいているものである。この原則の侵害はことごとく大多数の強固な労働党支持者の良心と忠誠心を冒瀆するものである。しかし労働党の伝統主義者たちが、再度の公約違反とみなさざるを得ない今回の声明によって侮辱されたとするのは、妥当ではない。料金引上げにより増収を図る必要があると信ずる者—タイムズ紙も然り一は、ヘルス・サービスをもっと安定した財政基盤におく機会を失ったことに失望を感じている。もちろん、適切な免除措置をとることは常に不可欠であろうし、処方箋料復活の際は事前に適切な根まわしがなされなかつたので行政的に不手際であった。もちろん、患者負担

引上げのみでは本サービスの財政問題を解決することにはならない。しかし、歴代の政府がこれまでに敢行した以上の大幅な増収を図るには常に限度がある。より大胆な政策を打ち出すことこそ、少くとも最少の効果と最大の

憤怒のコンピネーションを再現しているといふ批判を浴びないことになるのではないか。

The Times,

(田中一寿 国立国会図書館)

年金引上げ案審議に入る

(西ドイツ)



西ドイツの900万に上る年金受給者は1970年1月1日以降6.4%年金を引き上げられることになる。このため必要な年金調整法は議会の今会期に公布されるはずである。この引上げは、最近の賃金上昇に応ずる第12次年金調整である。

議会社会政策委員会議長 Ernst Schellenberg 教授 (SPD) の発表によると、議会はおそらくとも夏休暇までに年金引上げを決定するはずである。

連邦政府および社会委員の約束するこの改訂案は、Schellenberg によると、年金財政法の枠の中で行なわれるはずのものであり、この法律は社会委員会に最終的に諮詢されることになっている。この法律の目的は年金保険の財政的基礎を確立するもので、労働者・職員両保険部門の現在210億マルクに達する積立資金をなし得る限りこれ以下にしないようにならなければならないのである。

Schellenberg によれば、年金保険が常に支